

大学英語教育学会関西支部 支部役員選出規程

(支部役員選出規程)

第1条 本規程は、「大学英語教育学会 関西支部運営要領」第8条2項に基づき、第6条の(3)及び(4)に示す支部幹事と支部研究企画委員、並びに、第10条2項に示す支部研究企画委員会正副委員長の選出方法を定める。

(支部幹事・支部研究企画委員候補者の推薦)

第2条 支部幹事・支部研究企画委員候補者の推薦は、以下の手順に基づき、支部役員が行うこととする。

(1) 次期支部幹事・支部研究企画委員就任前年度の第2回支部役員会の1か月前をめどとして、支部長又は総務幹事は、支部役員会に対して、次期支部幹事・支部研究企画委員候補者の推薦受付を告示する。推薦期間は原則として1週間以上とする。

(2) 支部役員は、別途作成される推薦フォームに必要事項を記入することにより、支部会員の中から、支部幹事・支部研究企画委員候補者を推薦することができる。

(3) 推薦にあたり、被推薦者の就任意思の確認、また、被推薦者の年齢の確認は不要とする。

(5) 推薦できる人数は、年度ごとに定める。

(支部幹事・支部研究企画委員候補者の選考)

第3条 支部長は、推薦された者の中から、地域・年齢・性別・専門等のバランス、支部活動への貢献度、また、若手人材や役員未経験者の積極的登用などの観点を総合的に考慮しつつ、依頼する職と依頼の順序を決め、順次、就任意思の確認を行う。

(支部幹事・支部研究企画委員候補者の承認)

第4条 支部長は、次期支部幹事・支部研究企画委員就任前年度の第2回支部役員会において、支部幹事・支部研究企画委員候補者リストを提示する。

2. 支部幹事及び支部研究企画委員候補者は、支部役員会の議を経て、支部総会で承認

を得る。

(支部研究企画委員会委員長の選出)

第5条 次期支部研究企画委員会委員長の推薦は、以下の手順に基づき、支部研究企画委員が行うこととする。

(1) 次期支部研究企画委員長就任前年度の第2回研究企画委員会の2週間前をめどとして、支部研究企画委員会委員長は、支部研究企画委員会に対して、次期支部研究企画委員長の推薦受付を告示する。推薦期間は原則として1週間以上とする。

(2) 支部研究企画委員は、別途作成される推薦フォームに必要事項を記入することにより、当該年度末で任期を終える者を除いた研究企画委員の中から、支部研究企画委員会委員長候補者を自薦又は他薦することができる。

(3) 他薦を行う場合は、事前にその旨を推薦しようする者に告知し、選出された場合は就任することの内諾を得ておく。

(4) 運営要領第6条5項に基づき、自薦・他薦の場合とも、被推薦者が就任年度の開始時において69歳以下である旨を事前に確認しておく。

(5) 推薦できる人数は、自薦・他薦含めて1名のみとする。

2. 次期支部研究企画委員会委員長就任前年度の第2回研究企画委員会において、前項による推薦のあった者を対象として、出席者による投票を実施し、得票の最も多い者を支部研究企画委員長候補者とする。投票にあたり、自薦・他薦の別、他薦の場合の推薦者の氏名は秘匿される。被推薦者が1名の場合は、過半数を得たことをもって、支部研究企画委員会委員長候補者とする。

3. 支部研究企画委員会委員長候補者は、支部役員会の議を経て、支部総会で承認を得る。

(支部研究企画委員会副委員長の選出)

第6条 同時に次期支部研究企画委員会副委員長を選出する必要がある場合、前条により選出された支部研究企画委員会委員長候補者は、就任の内諾を得た上で、支部

研究企画委員会副委員長候補者 1 名ない
し若干名を選び、速やかに研究企画委員
会委員長に届け出る。

2. 支部研究企画委員会委員長候補者は、支
部研究企画委員会並びに支部役員会の議
を経て、支部総会で承認を得る。

（規程の変更）

第 7 条 本規程の変更は、支部役員会の承認
を受けなければならない。

附則 この規程は、従前の「幹事・研究企画委
員選出細則」を改め、2025 年 11 月 15
日より施行する。